「規制・行政手続コスト」の考え方

【目次】

- 1. 検討の必要性
- 2. 削減の対象とする「規制・行政手続」について
- 3. 削減の対象とするコスト

参考 規制・行政手続の把握に係る既存の取組

内閣府 規制改革推進室 2016年10月3日

1. 検討の必要性

(1)日本再興戦略を踏まえ、削減の対象とする「規制・行政手続コスト」の範囲について、 検討する必要がある。

「諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、・・・重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い」 (日本再興戦略)

① 諸外国の取組手法に係る調査等を踏まえて、規制・行政手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討するために、削減の対象とする「規制・行政手続」及び「コスト」の範囲について検討する必要がある。

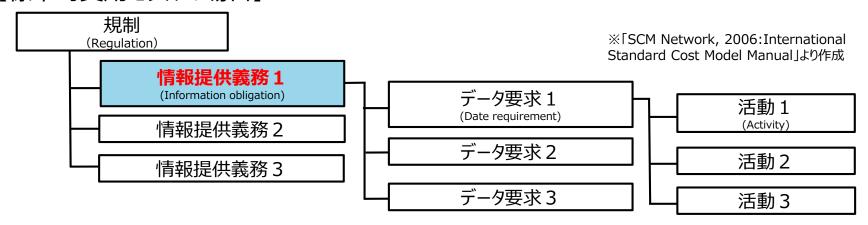
「事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める」(日本再興戦略)

② その検討の際には、事業者の目線で、考えていく必要がある。

2. 削減の対象とする「規制・行政手続」について

(1) SCMマニュアルでは、行政手続コスト(Administrative costs)は、<u>法令に基づき</u> <u>事業者に課される情報提供義務</u>(情報提供先は行政のみならず、消費者等の第三 者に対するものも含む。)を対象として、コストを測定している。

【標準的費用モデルの場合】



- (2)我が国において、「規制・行政手続」とは、規制に基づく行政手続がその中心的なもの と考えられる。
 - ① 「規制」の定義については、現行法制上、「行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)」(以下「政策評価法」という。)に基づき行われる事前評価の対象として、同法施行令において、「国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用(租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。)」とされているのが唯一の例である。

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)(抄)

(事前評価の実施)

- 第9条 行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目 的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。
 - 1 当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。
 - 2 事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること。

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)(抄)

(法第9条の政令で定める政策)

第3条

6 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用(租税、裁判手続、 補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。)をいう。以下この号において同じ。)を新設し、若しくは廃止し、 又は規制の内容の変更(提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を 及ぼすことが見込まれないものとして総務省令で定める変更を除く。)をすることを目的とする政策

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則(平成19年総務省令第95号)(抄)

(令第3条第6号の総務省令で定めるもの)

- 第1条 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令 (以下「令」という。)第3条第6号 の総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 1 国税又は地方税の賦課又は徴収
 - 2 一定の要件に該当する者が法令により直接に被保険者、加入者等とされる保険、年金、共済、基金等であって当該者がその給付又はこれに類するものを受けるものの保険料、掛金その他これらに類するものの賦課又は徴収
 - 3 裁判手続及びこれに付随する手続
 - 4 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名宛人とするものに限る。)に係る手続
 - 5 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決その他の処分に係る手続
 - 6 聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続
 - 7 犯罪の捜査又は少年事件の調査
 - 8 国税若しくは地方税の犯則事件、金融商品取引の犯則事件又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第 54号)に基づく犯則事件の調査
 - 9 裁判の執行
 - 10 補助金等若しくは間接補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等若しくは同条第4項に規定する間接補助金等のうち国民に対して交付されるものをいう。)の交付の申請手続又は政府若しくは地方公共団体がその債務について保証契約をする法人に対する貸付け若しくは出資の申込みの手続
 - 11 自衛隊法 (昭和29年法律第165号) 第76条 の規定に基づく防衛出動及び同法第77条の2の規定に基づく防御のための施設を構築する措置

② 「<u>行政手続</u>」については、現行法制上、定義されているものはないが、参考になるものとして、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年 法律第151号)」(以下「オンライン化法」という。)において定義されている「<u>手続</u>等」が考えられる。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成14年法律第151号) (抄)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1~5 (略)

- 6 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知(訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続(次号から第九号までにおいて「裁判手続等」という。)において行われるものを除く。)をいう。
- 7 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の法令の規定に 基づき行政機関等が行う通知(不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。)をいう。
- 8 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること(裁判手続等において行うものを除く。)をいう。
- 9 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存すること (裁判手続等において行うものを除く。) をいう。
- 10 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

③ また、「行政手続」は行政機関に関する手続と考えられるが、行政機関を定義している法律は複数あるところ、「手続等」の定義があるオンライン化法における「行政機関等」の定義が参考になると考えられる。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成14年法律第151号) (抄)

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 2 行政機関等 次に掲げるものをいう。
 - イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項 若しくは第2項 に規定する機関、国家行政組織法 (昭和23年法律第120号)第3条第2項 に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関
 - ロ イに掲げる機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められたもの
 - ハ 地方公共団体又はその機関(議会を除く。)
 - 二 独立行政法人(独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号)第2条第1項 に規定する独立行政 法人をいう。)
 - ホ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号)第2条第1項 に規定する地方 独立行政法人をいう。)
 - へ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人(地方独立行政法人を除く。)のうち、政令で定めるもの
 - ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者
 - チ ニからトまでに掲げる者(トに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。)の長

(3) (1) 及び (2) を参考に、コスト削減の対象とする「規制・行政手続」の範囲について検討する必要がある。

① 「手続等」に関する検討ア オンライン化法の「手続等」

※ 事務局にて整理

	次・事務例にて登場				
類型 コストの有無		検討る	を要する論点	SCMマニュアル における扱い	
申請祭	申請	許認可等を求める事業者側に申請書の作成・提出のコストが生じる。	許認可等や届出と いった規制に基づく手 続はコスト削減の対 象と考えられる。	許認可等や届出の中には、 通常、規制とは考えられない もの(不服申立て、税、補助 金等)が含まれるが、その手続	情報提供義務として例示。
等	届出	届出を義務付けられ た事業者側に届出 書の作成・提出のコ ストが生じる。	<削減の対象(○)>	に着目した場合、コスト削減 の対象とするか検討する必要 がある。 <検討が必要(△)>	情報提供義務として例示。
	その他の 通知	苦情の申出、請願等については、任意の手続であるが、申出等を行う事業者側に申出書等の作成・提出のコストが生じる。		・ 常、規制とは考えられないが、その コスト削減の対象とするか検討す <検討が必要(△)>	苦情の申出については、「事 業者に情報提供義務が課さ れていない」「事務作業負担に 該当しない」との記載がある。
		• 行政機関の処分により情報提供義務を課すものについては、情報提供義務が課される事業者側に書類の作成・提出のコストが生じる。	与えられ、行政執行上 ・ 行政機関が業務を遂行 を入手するためのもの。	は、通常、行政機関に広い裁量が の必要に応じて行使されるもの。 テする上で必要となる一定の情報 川減の対象とするか検討する必要 <検討が必要(△)>	情報提供義務のうち、行政機 関の処分によるか否かの区分 は特段ない。
		行政機関が行うもので	であり、事業者が負担する手続ではない。		

<削減の対象外(×)>

イ「手続等」には該当しないものの事業者に負担を与える行政手続

類型	コストの有無	検討を要する論点	SCMマニュアル における扱い
手数料及び税の 納付	納付を行う事業者 側に納付書の作成、 提出等のコストが生 じる。	通常、規制とは考えられないものの、電子納付がオンライン化法の整備法において措置された経緯を踏まえると、その手続に着目した場合、コスト削減の対象とするか検討する必要がある。	事業者が個別のデータ要求に 応じるために行わなければなら ない事務作業の一つとして、 「税や手数料等の支払・決 済」の記載がある。

※ 事務局にて整理

ウ「手続等」には該当しないものの事業者に義務を課しているその他の事項

類型	コストの有無	検討を要する論点	SCMマニュアル における扱い
書類の表示 (例) • 通信販売における 商品価格等の広 告への表示義務	事業者側に事務作 業のコストが生じる場 合がある。	 行政機関に対し書類の提出を行うものではないが、実質的に事業者における事務作業上の負担となっている場合は、その負担の軽減について議論するといった考え方もある。 今後さらに海外調査も踏まえて議論する必要がある。 〈検討が必要(△)〉 	情報提供義務として例示。 (例) ・ 第三者宛に表示する標識: 国内の家電製品に貼付する 省エネ標識 ・ 第三者宛に表示する情報: 投資商品の勧誘に使用され る目論見書

次ページに続く

類型	コストの有無	検討を要する論点	SCMマニュアル における扱い
書類の作成・保存 (例) ・ 株式会社における 財務諸表の作成 及び保存義務 本人確認義務 (例) ・ 携帯電話の契約 締結時の本人確 認義務	事業者側に事務作 業のコストが生じる場 合がある。	 行政機関に対し書類の提出を行うものではないが、実質的に事業者における事務作業上の負担となっている場合は、その負担の軽減について議論するといった考え方もある。 今後さらに海外調査も踏まえて議論する必要がある。 〈検討が必要(△)〉 	当局に求められる書類を更新しておくことについては、情報提供義務として例示。(例) ・ 商業上の緊急事態計画・プログラムの更新 特段の記載はなし。
不作為義務	事業者に一定の行動をとらないことを義務付けるものであり、事業者にコストは発生しない。		

※ 事務局にて整理

②「行政機関等」に関する検討

類型		検討を要する論点	SCMマニュアル における扱い
国の行政機関	国の行政機関に 対する事業者の 手続。	 国の行政機関に関して、「内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法 (平成11年法律第89号)第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法 (昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関」(オンライン化法第2条2項イ)等と定義されているが、コスト削減の対象とするのは、この範囲で適当か。 < (削減の対象(○)> 	中央政府の規制から生じる 手続コストを対象としている。
独立行政法人等 (独立行政法人、 特殊法人、認可法 人及び指定法 人)	独立行政法人等 に対する事業者の 手続。 (例) ・ 新規適用事業 所の日本年金 機構に対する届 出	 当該法人に対する手続について、法令を根拠とするものは、国の行政機関に対する手続同様にコスト削減の対象とするか検討する必要がある。 〈検討が必要(△)〉 	独立行政法人等を対象とするか否かの記載なし。 なお、英国マニュアル*では対象としている。
立法府・司法府	国会に対する請願裁判所における訴訟手続	請願の処理については、国会において議論されるもの。裁判所における訴訟手続、刑事事件や犯則事件に関する手続については、司法制度全体の中で議論されるもの。<削減の対象外(×)>	立法府・司法府を対象とする か否かの記載なし。

^{*} 英国マニュアル: Cabinet Office (2005), "Measuring Administrative Costs: UK Standard Cost Model Manual"

※ 事務局にて整理

次ページに続く

類型		検討を要する論点	SCMマニュアル における扱い
地方公共団体 条例・規則 に根拠	地方公共団体に対する事業者の行政手続。	 法令を根拠とする手続については、国の法令に基づいて実施されていることから、国の行政機関に対する手続と同様にコスト削減の対象とすることは適当と考えられる。 ただし、地方自治の趣旨を踏まえ、地方の事務に関する目標設定を国が行うことが適切かどうかを含め、具体的なコスト削減手法について、幅広く検討する必要がある。 〈削減の対象(○)、ただし、手法について幅広く検討する必要あり(△)〉 条例や地方公共団体の執行機関の規則を根拠とする手続については、地方公共団体が独自に自治立法に基づき行っているものであり、地方自治への配慮の観点から、コスト削減の対象とはしないという考え方はできるか。 事業者目線で見た場合、手続の根拠やその詳細が法令に規定されているか、条例等に規定されているかによって、事業者の負担に違いはないことから、コスト削減の対象とするかについては、事業者において具体的にどのような手続が負担と考えられているか、地方自治の趣旨をどのように踏まえることが適切かを含め、幅広く検討する必要があるか。 〈検討が必要(△)〉 	地方公共団体を対象とするか否かの記載なし。 なお、英国マニュアル*では、地方公共団体の行為に関し、中央政府の施策の実施・執行に限って対象としている。純粋な地方政府の規制についても考慮に入れることは可能であるが、対象は中央政府に焦点を合わせるとの記載がある。

^{*} 英国マニュアル: Cabinet Office (2005), "Measuring Administrative Costs: UK Standard Cost Model Manual"

※ 事務局にて整理

3.削減の対象とするコスト

(1) SCMマニュアルでは、事業者に対する規制のコストのうち、行政手続コスト(<u>規制等を</u> 遵守するために企業において発生する事務作業等の費用)を対象。

【標準的費用モデルの場合】 ※「SCM Network, 2006:International Standard Cost Model Manual」を基に事務局が作成

行政手続コスト (Administrative costs)

遵守コスト(Compliance costs)

間接的な金銭コスト (Indirect financial costs)

(例) 環境要件を遵守するためのフィルター装置の投資費用、 労働条件規制を遵守するための物的設備の投資費用等

直接的な金銭コスト(Direct financial costs) (例) 行政機関への手数料、税等

長期構造コスト(Long term structural costs)

(2) 我が国においては、政策評価法に基づき、規制の新設、改廃の際に求められる事前 評価において分析することとされている、当該規制がもたらす費用のうち、「<u>行政への申</u> 請費用(書類の作成や提出等)」が行政手続コストに相当。

【我が国法制】

※ 規制の事前評価の実施に関するガイドライン(平19.8.24 政策評価各府省連絡会議了承)等を基に事務局が作成

1. 遵守費用	規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用。		
	(1) 行政への申請費用(書類の作成や提出等)		
	(2) 国民や事業者内部における費用(設備の導入や維持等)		
	(3) その他(直接的な金銭支払い)		
2. 行政費用	規制主体(行政機関)において発生する費用。 当該規制の導入に要する費用(制度化のための研究や必要な施設、設備等)や規制導入後に要する費用(検査、モニタリング、増員等)		
3. その他の社会的費用	広く社会経済全体や環境等に対する負の影響。		

11

(3) 規制主体である行政側において発生する人件費等の「行政費用」(前頁下表の2) は、事業者が直接負担するコストではないことから、削減対象とするコストについては、遵守費用のうち、「行政への申請費用(書類の作成や提出等)」(前頁下表の1(1)) を中心に検討することが適当ではないか。

なお、「国民や事業者内部における費用(設備の導入や維持等)」(前頁下表の1(2))や「広く社会経済全体や環境等に対する負の影響」(前頁下表の3)については、諸外国における動向も見ながら、今後さらに検討することが必要ではないか。

参考 規制・行政手続の把握に係る既存の取組

● 規制・行政手続の全体的、統一的な把握については、総務省及び内閣官房IT総合戦略室において、一定の取組を実施。

ロースパーロエルと050~とく スピックスパロとうくが20				
取組の名称 (実施主体)	許認可等の統一的把握 (総務省行政評価局)	法令等により書面による保存、交付等が規定されている 手続等の状況 (内閣官房IT総合戦略室)		
実施時期	隔年度(昭和60年~)	平成26年度及び27年度		
概要	 法令等に基づく許認可等の状況を定量的に示すため、許認可等の根拠条項数を調査 具体的には、国民(個人及び法人)の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、免許、承認、検査、登録、届出、報告等の用語を使用しているものを対象とし、法律、政令等の条項ごとの用語を1事項として把握 	 ■ 国民の利便性向上や生産性向上に資するIT利活用の推進を目的として、法令等に基づく全手続等のオンライン化の状況等を調査(当該手続等を所管している各府省による調査結果を取りまとめ) ● 具体的には、手続等の名称、根拠法令、オンライン化の状況のほか、法令上オンラインにより実施することが認められていない手続等については、オンライン化を阻害する要因等も把握 ● 今後は、手続の規模や民間ニーズ、マイナンバー制度利活用によるオンライン化の可能性等の観点から検証を行い、オンライン化を進めるべきと考えられる手続等を特定 		
調査結果	許認可等の根拠条項数(平成27年4月時点) : 14,908 内訳 法律: 10,519 政令: 455 省令: 3,422 告示: 512	総手続数(平成27年3月時点) ✓ 国の行政機関等が扱う申請、届出その他の手続等(官 一民等) : 19,350(うちオンライン不可:197) ✓ 地方公共団体等が扱う申請、届出その他の手続等(地 方一民等):14,156(うちオンライン不可:4,310) ✓ 民間事業者等が行う書面の保存、交付等(民一民):3,005(うち、オンライン不可:321)		
留意点	 地方の手続、民一民の手続は把握対象外 通常、規制とは考えられていない税の申告、補助金の申請等は把握対象外 手続件数、手続の頻度、1回の手続当たりの提出書類の枚数等は把握対象外 	● 行政機関間で行われる手続等についても把握● 法令上オンラインにより実施することが認められていない手続等については、手続件数、手続の頻度、1回の手続当たりの提出書類の枚数等について把握		